

第4章

施策の体系と具体的な展開

【表の見方】

■ 第1節 施策の体系

1 基本目標

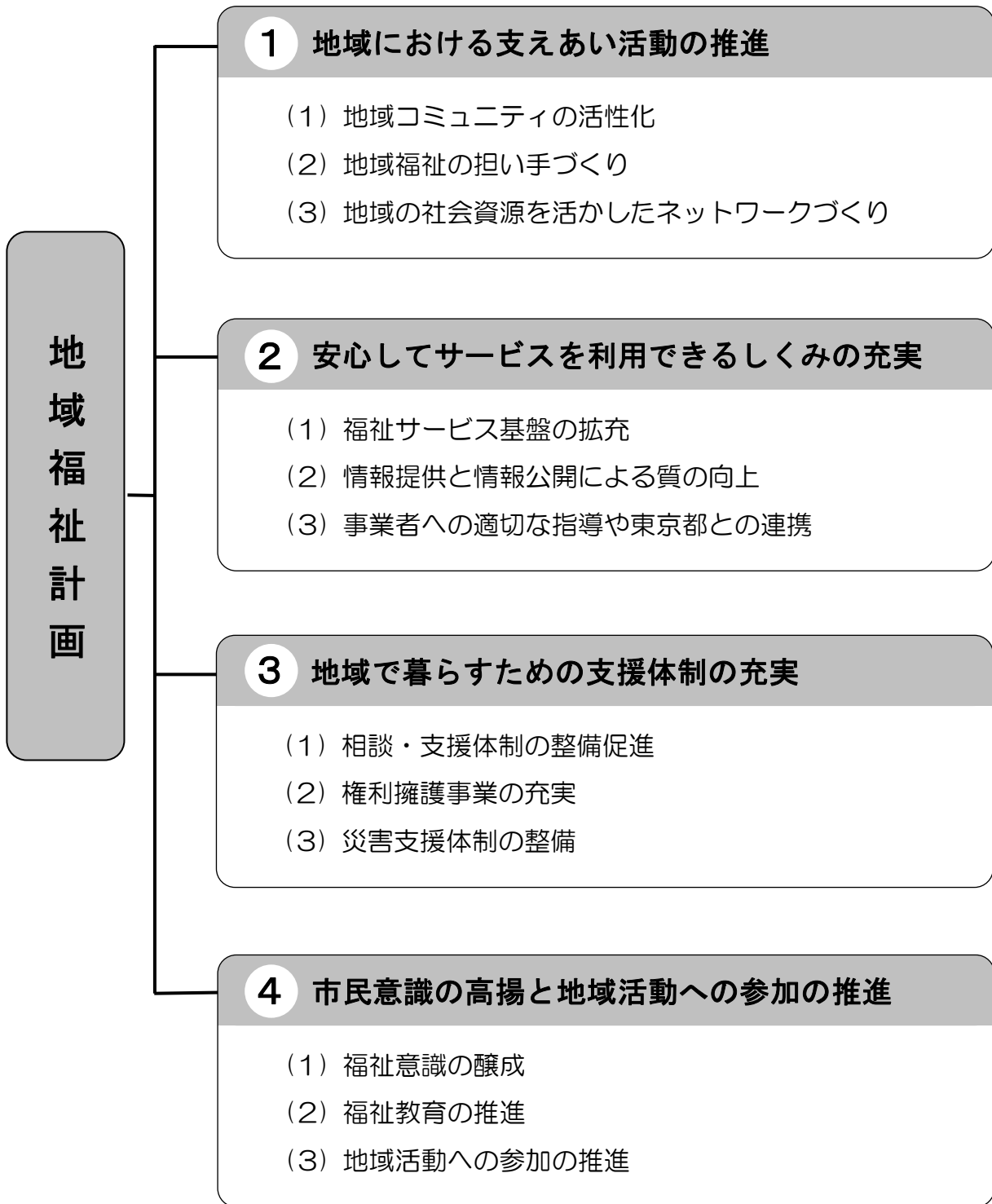
- (1) 施策名○○○○○○○
- (2) 施策名△△△△△△
- (3) 施策名□□□□□□

■ 第2節 施策の具体的な展開

具体的な事業名の後には事業の進行管理や評価をしやすいよう、5ケタの事業番号を付しています。最初の数字は基本目標、次の2ケタは施策番号、最後の2ケタは具体的な事業の番号を表しています。

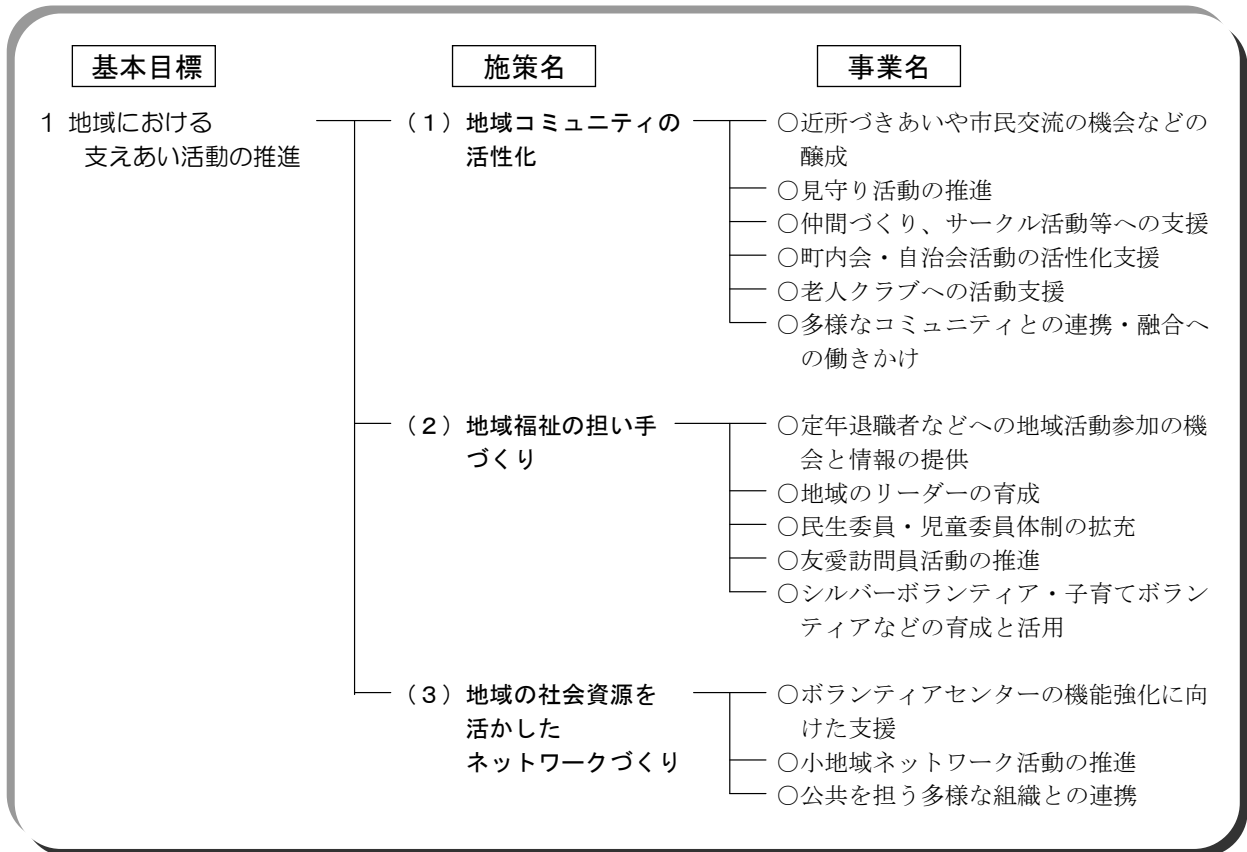
【事業番号例】 $\underset{\uparrow}{1}$ $\underset{\uparrow}{01}$ $\underline{01}$ → 事業番号

第1節 施策の体系



第2節 施策の具体的な展開

基本目標 1 地域における支えあい活動の推進



(1) 地域コミュニティの活性化

現状と課題

近年、社会問題の複雑化と価値観の多様化などにより、公的制度の領域を超えるニーズや公的な制度にはなじみにくいサービスなど、市民の多様な要求のすべてに公的（行政）サービスだけで応えていくには限界があることが明らかになっています。

また、「家族関係や近所づきあいの希薄化」などから社会全体が「個・孤」化していく状況にあって、地域が抱える多様な生活課題を解決し、市民の生活満足度を高めていくためには、行政はもちろんのこと、地域の様々な主体が協力・分担しあい、新しい公共や社会サービスをどのように創っていくかが問われており、市民活動やNPOなどによる多様で重層的な共助の活動が重要になっています。

市民の自主的活動を通して、人と人とのふれあいや絆を大切にしたい、思いやりのある地域コミュニティの醸成が期待されています。

具体的な事業

○近所づきあいや市民交流の機会などの醸成 (10101)

市民が身近に交流できる機会や場が確保できるよう支援し、「近所づきあい」から「ふれあいや支えあい」につながるよう意識の醸成を働きかけます。

○見守り活動の推進 (10102)

ひとり暮らしや社会参加が困難な在宅の高齢者、育児不安を抱える保護者などについては、安否確認とともに孤立感の解消を図るためや生活の質を高めるため、民生委員・児童委員*、友愛訪問員*、老人クラブ*の友愛活動、配食サービス、ボランティアによる見守り活動や訪問活動を積極的に進めます。また、社会福祉協議会が進める小地域ネットワーク活動*などの地域住民による支えあい活動などが促進されるよう支援します。

○仲間づくり、サークル活動等への支援 (10103)

地域との関わりが少ない市民の仲間づくりの活動や社会参加を進める活動を促進するため、社会福祉協議会が行う「ふれあいサロン*」やボランティア講座等の開催を支援するとともに、ボランティア団体へ積極的に情報提供を行います。

また、生涯学習や社会教育の視点から、生涯学習センターゆとろぎでは、定年後の生きがい講座などの学習機会を提供します。

○町内会・自治会活動の活性化支援 (10104)

防災、防犯、環境、地域福祉など、地域の課題を市民自らが解決していくうえで、町内会・自治会の果たす役割は非常に重要です。このため、平常時はもとより災害時などにおいても地域の重要なコミュニティであることを広く周知するとともに、加入率の向上に向けた取り組みを町内会・自治会と協働して推進します。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
加入率	54.2%	52.9%	50.8%	49.0%	48.4%

(2) 地域福祉の担い手づくり

現状と課題

市民の意識の変化やライフスタイルの多様化が進むなか、地域の絆が希薄化し、従来のように地域における生活課題に市民が共同して対応することが難しくなっています。

今後、地域の課題に対応していくためには、地域の福祉力を高め、地域を担っていく人材の養成や発掘が望まれており、退職を迎える団塊の世代などへの働きかけや地域のリーダーの育成など、様々な方法で、地域の担い手となる人材を確保していくことが重要です。

具体的な事業

○定年退職者などへの地域活動参加の機会と情報の提供 (10201)

定年退職された方やシニア世代の方が長年培った技術や経験などを地域の中で活用し、生きがいのある人生を送れるよう、様々な団体との連携を図りながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動へ参加しやすい環境整備に努めます。

○地域のリーダーの育成 (10202)

地域におけるふれあい・交流活動を推進していくために、地域のリーダーやリーダーをサポートする人材を育成するためのしくみづくりを検討します。

○民生委員・児童委員体制の拡充 (10203)

民生委員・児童委員は、地域と行政とを結ぶ「要」として地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。地域に根ざした福祉活動の充実のため、研修による資質の向上や段階的な増員を図ります。

○友愛訪問員活動の推進 (10204)

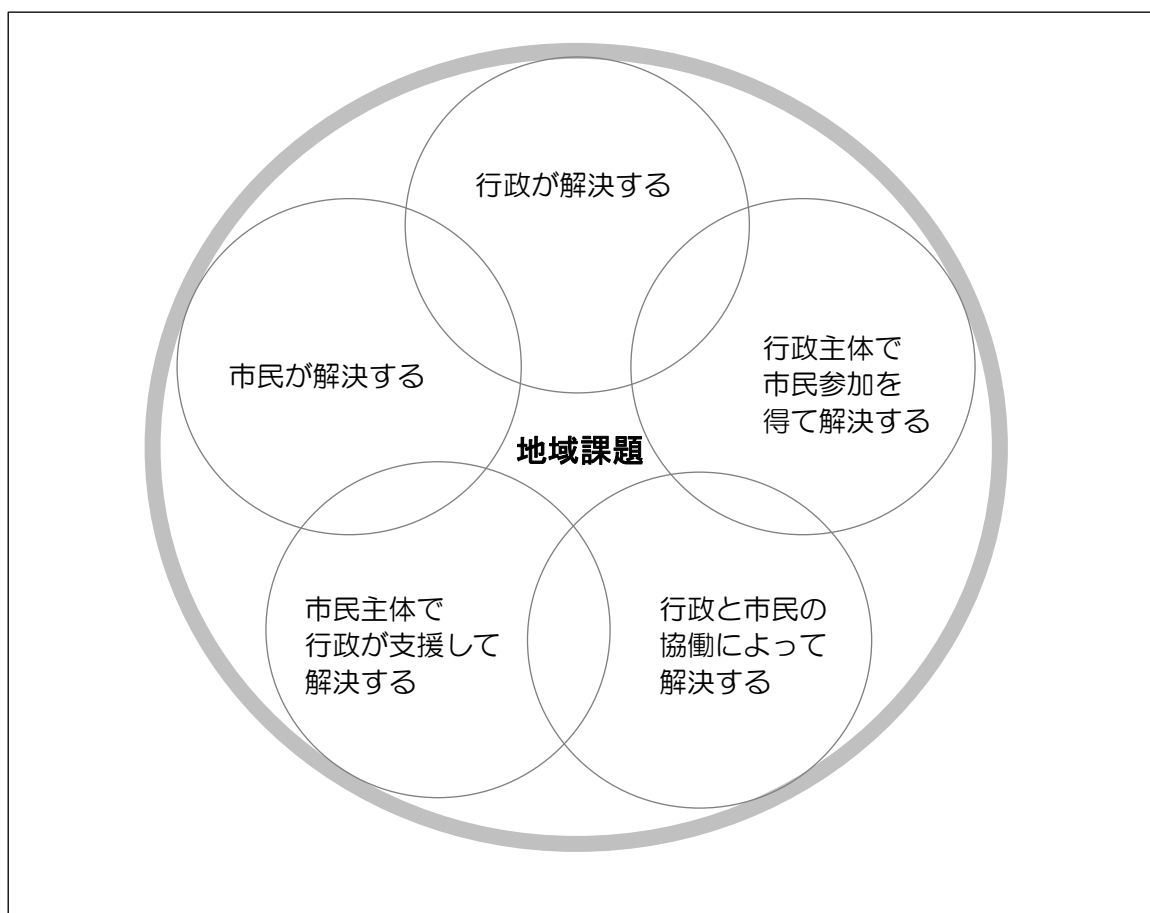
友愛訪問員は、ひとり暮らし高齢者や援護が必要な高齢者のみの世帯を対象に、訪問活動などのきめ細かい支援を行っています。こうした対象世帯が増えていることから、地域や民生委員・児童委員との連携のもとに、対象者の孤立や孤独感の解消と生活の質の向上に向けた支援を進めます。

○シルバーボランティア・子育てボランティアなどの育成と活用（10205）.....

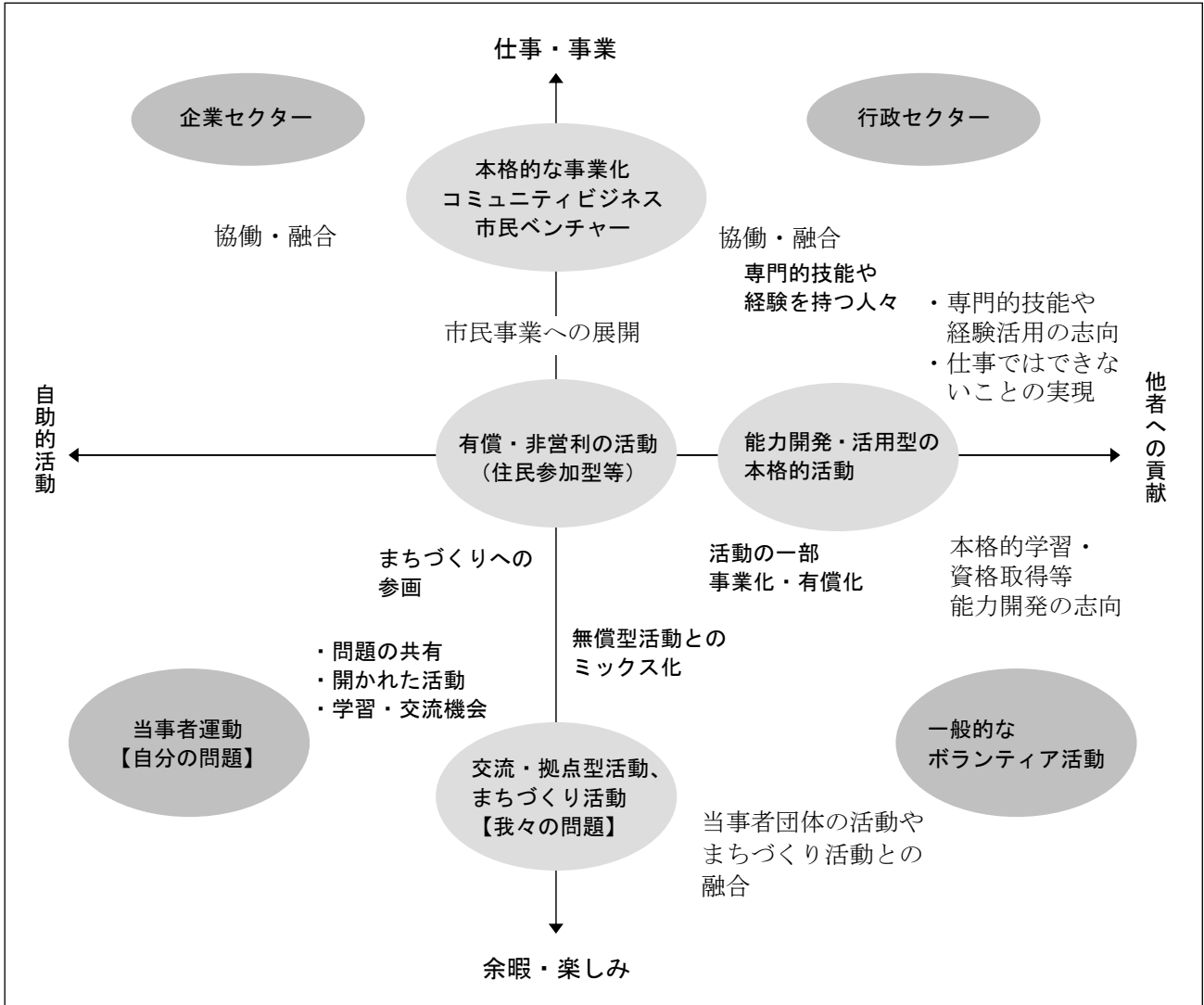
介護保険の地域支援事業では、介護予防を積極的に推進するため、高齢者がいつまでも元気でいられるよう「高齢者筋力向上トレーニング事業*」を実施するとともに、介護予防リーダー育成講座を実施しています。なお、講習修了者には、シルバーボランティアとして地域の介護予防リーダーや市の介護予防事業への協力を依頼しています。

これらの取り組みに加えて、認知症予防ファシリテーター（認知症予防プログラム支援者）*の育成や、グループ活動等への支援を進めるとともに、認知症の人と家族を地域全体で応援する取り組みを検討し、高齢社会を安心して生きられる環境の醸成に努めます。

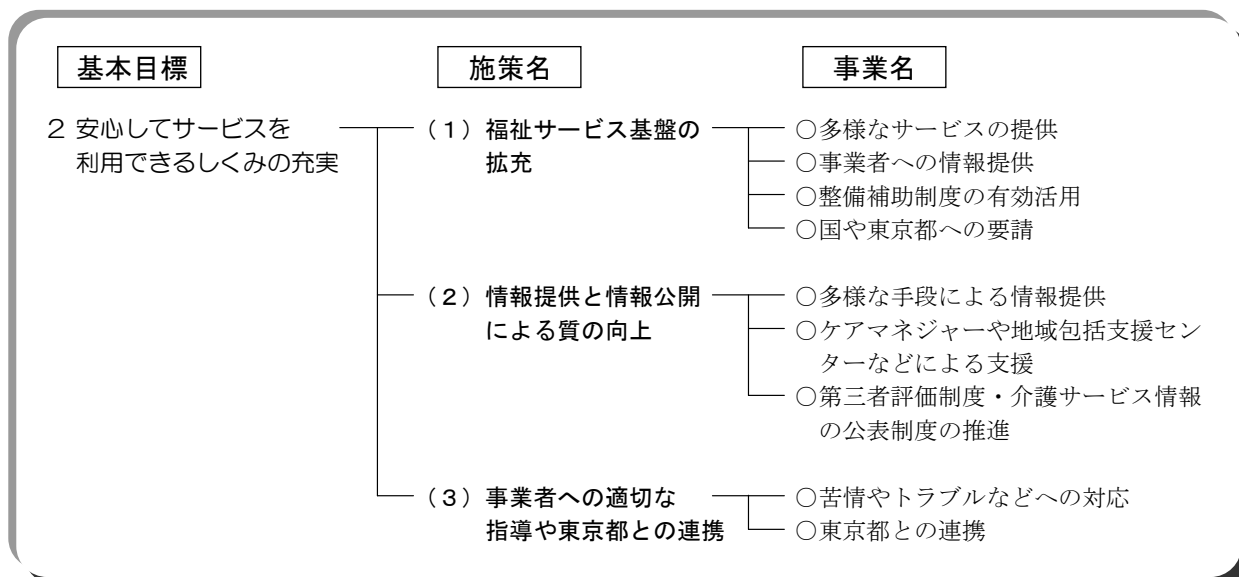
地域課題解決力の類型



ボランティア・市民活動の拡大



基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実



(1) 福祉サービス基盤の拡充

現状と課題

本市においても、全国的傾向と同様に高齢化が一層進行します。特に、後期高齢者の増加が著しく、介護保険サービス利用者の約8割近くが後期高齢者であることから、要介護者の増加が予測されています。

また、障害者の福祉制度は、障害者自立支援法が施行されたことにより、身体・知的・精神という障害別に異なる法律に基づいて行われていたサービスなどが共通の制度として実施されました。今後も多様なサービスの利用拡大が続くと予想されます。

さらに、都市化に伴う核家族化や就業環境の変化、地域関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力が低下しています。本市の出生児童数はやや減少傾向を示しているものの、女性の就労率の高まりなどから保育需要は拡大し続けています。

こうした状況から、ニーズの増加に対応して地域に密着した福祉サービスの拡大が求められており、民間をはじめとする多様なサービス主体の参入促進を図っていく必要があります。

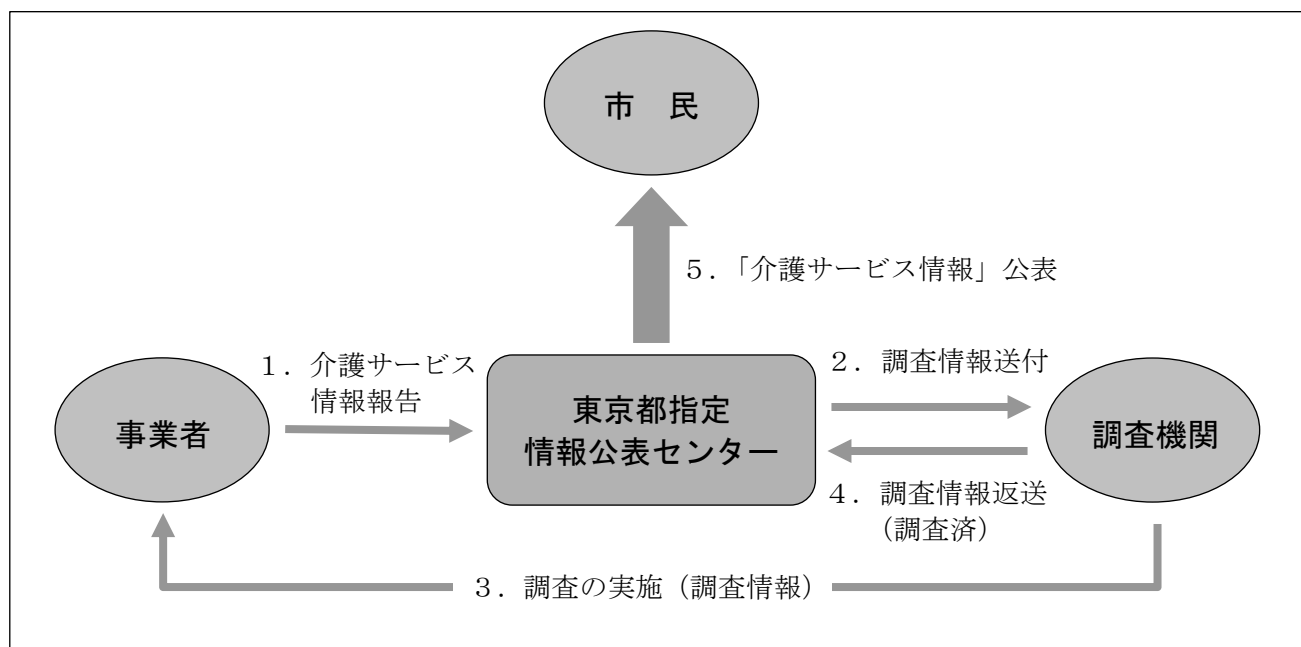
その一方で、過度な給付や福祉関係経費の急激な増加は、制度の持続可能性をゆるがしかねない問題となっており、負担と給付の適正化が求められています。

業者の選択を支援します。また、地域包括支援センターや地域活動支援センターなどでは、利用者の相談や必要なサービス情報を提供します。

○第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の推進 (20203) ●●●●●●●●

サービス利用者の主体的な選択を支援し、サービスの質の向上を促進するため、第三者評価機関に関する情報の提供に努め、事業者が評価機関を活用して自ら評価結果を公表するよう働きかけます。また、「介護サービス情報の公表」制度の対象業種が順次拡大されることから、対象となる事業者に対して基本情報や調査情報を適切に登録するよう働きかけます。

介護サービス情報の公表制度のしくみ



(3) 事業者への適切な指導や東京都との連携

現状と課題

多様なサービス主体の参入により、在宅サービスや施設サービスにおいては、その多くが民間のサービス事業者により提供されています。しかしながら、一定の要件を充たせば届出だけで参入できる事業の一部においては、不適切な運営実態も見られます。また、その多くの許認可や申請受理の権限をもっている東京都による指導検査や立ち入り調査など、適切な行政権限の行使が望まれています。

さらに、地域密着型サービス*などについては指導監督権限が市町村（保険者）に付与されたことから、サービスの改善につなげるよう適切な指導を行います。

具体的な事業

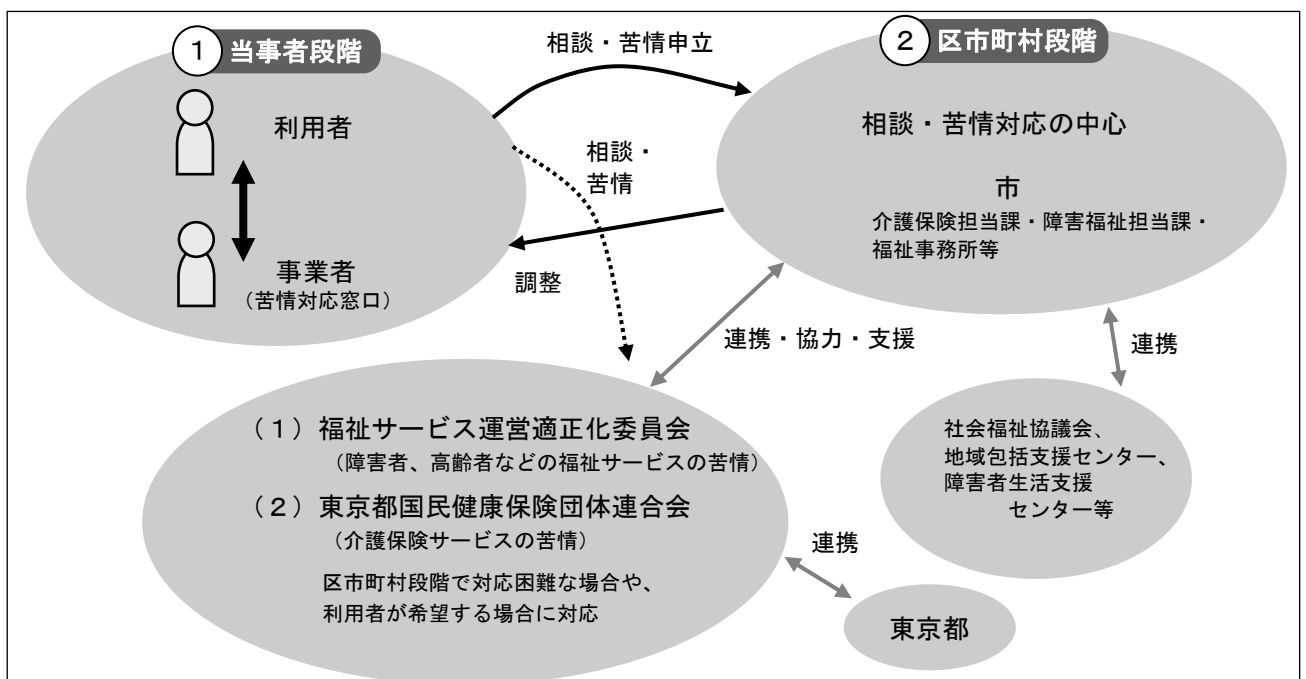
○苦情やトラブルなどへの対応 (20301)

サービス利用者から市に寄せられた苦情については、利用者と提供者の双方の主張を聞き、関係機関と連携しながら解決に向けた働きかけを行います。また、必要に応じて東京都への通知や苦情解決のための第三者機関（福祉サービス運営適正化委員会*、東京都国民健康保険団体連合会*）等につなげます。

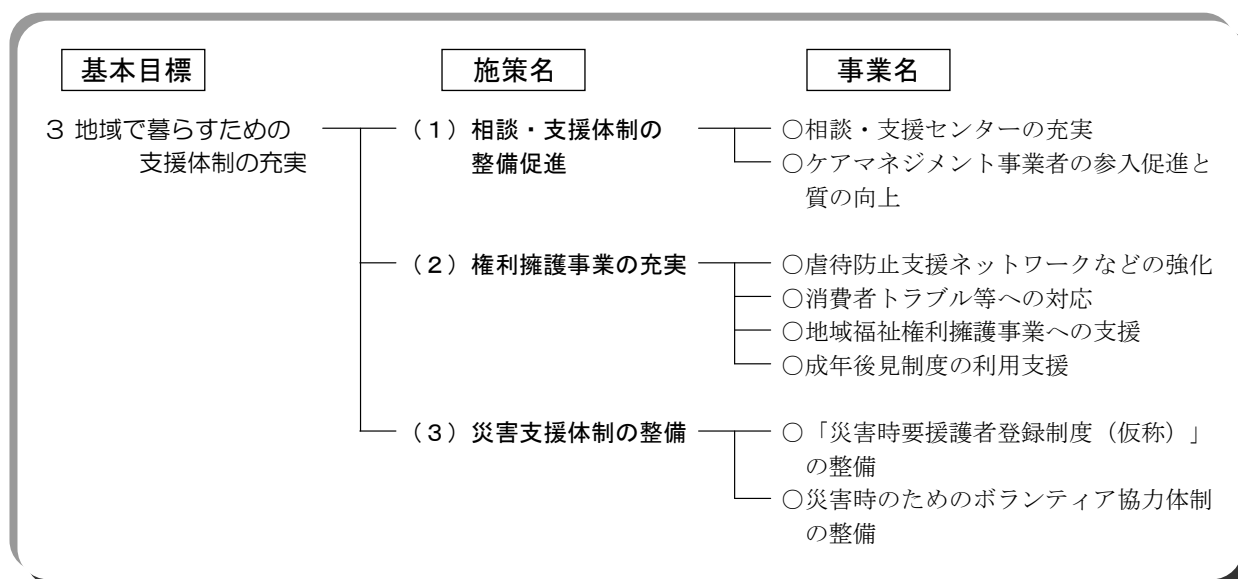
○東京都との連携 (20302)

介護保険分野を中心に、許認可や立ち入り調査権をもつ東京都などと連携し、不正防止の強化に向け、立ち入り調査の要請や合同実施などを働きかけます。

福祉サービスの「苦情対応のしくみ」の概要



基本目標 3 地域で暮らすための支援体制の充実



(1) 相談・支援体制の整備促進

現状と課題

すべての市民が安心して生活を送るためには、充実した相談・支援を行う機関が身近な地域にあることが必要不可欠です。市内には、支援センター機能をもつ施設として、高齢者の介護を中心とする分野では「地域包括支援センター*」や、従来の在宅介護支援センター地域型である「地域包括支援センター相談連絡所*」が2か所あります。

また、障害者の分野では福生市と共同運営している「地域活動支援センター（ハッピーウィング）*」や羽村市福祉センター内に「障害者生活支援センター*」があります。

さらに児童の分野では、市役所に「子ども家庭支援センター*」などが設置されています。

今後は、虚弱高齢者や要介護高齢者の増加に対応し、地域包括支援センターの複数設置などの検討が必要です。

なお、障害者のサービス利用計画の支援は、市の障害者福祉担当課だけでなく、障害者生活支援センターでも応えられる体制と機能向上が必要となります。

また、児童虐待の顕在化などから先駆型子ども家庭支援センター*の設置が求められています。なお、各支援センターでは、関連する機関や組織などとの連携やネットワークの強化に取り組むことが重要です。

具体的な事業

○相談・支援センターの充実 (30101) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

- ・介護予防マネジメント*の対象者の増加や、介護に関する様々な相談・支援の増加に対応し、地域包括支援センターの複数設置、若しくは規模の大きい地域包括支援センターの設置について、第4期介護保険事業計画の策定に合わせて検討します。
- ・子ども家庭支援センターについては、虐待対応の専門員などを配置した「先駆型子ども家庭支援センター」へ移行を目指すとともに、機能の充実について検討を進めます。また、児童相談所や警察、保健センター、教育相談室、学校などとの連携の強化を図ります。
- ・地域活動支援センターや障害者生活支援センターについては、機能の向上が図れるよう、業務を委託している社会福祉協議会等に要請していきます。
- ・これらの相談・支援機関や市の各担当窓口では、福祉サービスの利用などに関する相談や苦情などに的確に対応するとともに、必要に応じて様々な機関と連携し、支援や問題解決を図ります。

○ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上 (30102) ●●●●●●●●●●

介護保険の分野では、地域包括支援センターが中心となり、支援の難しい事例に関してケアマネジャーに助言や指導をするほか、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどを行っていきます。

障害者福祉の分野では、適切な支給決定とさまざまなサービスを組み合わせたサービスの計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業によるケアマネジメントが制度化されました。入院・入所から地域生活に移行する方などに、計画的なプログラムの作成を行っていきます。

なお、介護保険の分野では、介護予防マネジメント報酬の適正設定など、他の市町村と連携して都や国に改善を求めています。障害者福祉の分野では、相談支援事業者や市内の社会福祉法人などがケアマネジメント事業に取り組むよう要請していきます。

問員、老人クラブ、小地域ネットワーク活動団体などに対する啓発講座を開催するとともに、消費生活センターと地域包括支援センターの連携に努めます。

○地域福祉権利擁護事業への支援 (30203)

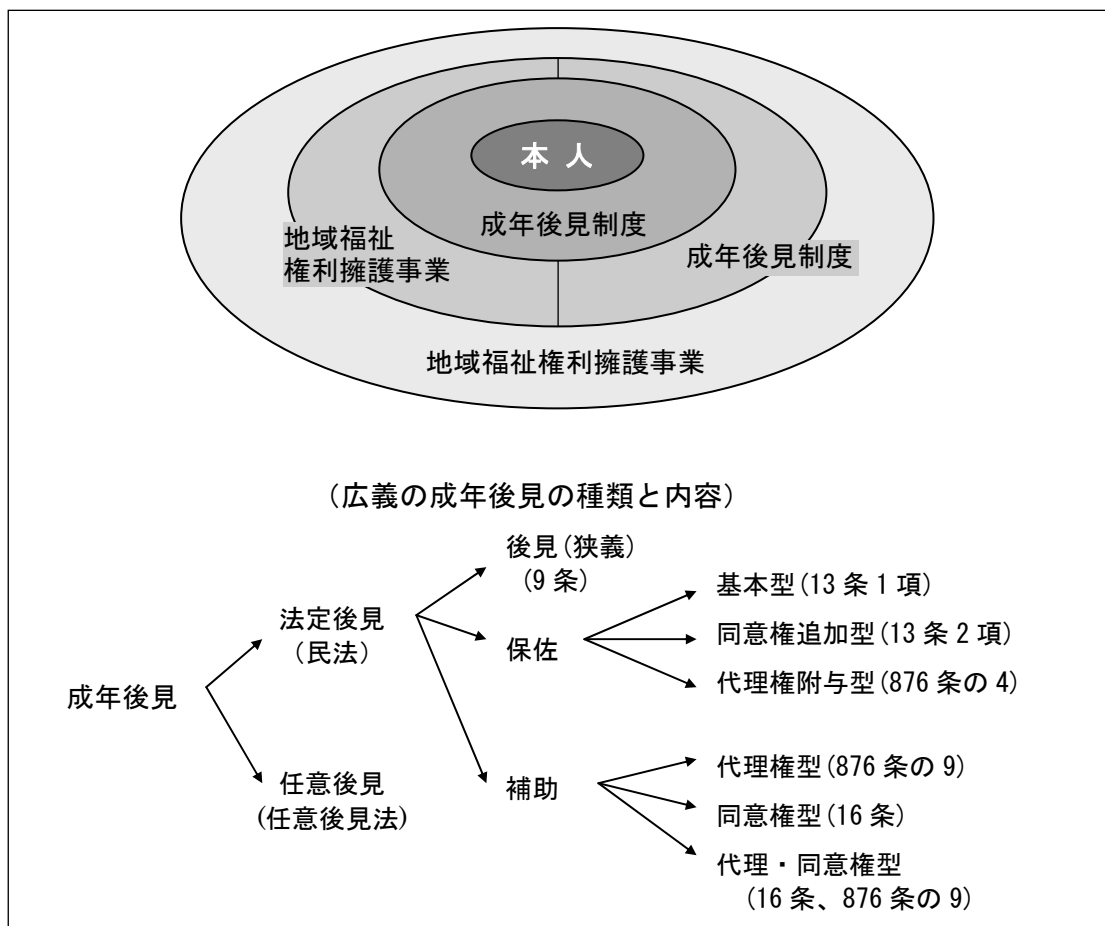
認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う「地域福祉権利擁護事業」については、介護保険制度に併せて導入され、平成19年度から羽村市社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会からの委託を受けて取り組んでいます。認知症高齢者などの増加が予測されることから、今後も継続して取り組めるよう事業への支援を行います。

○成年後見制度の利用支援 (30204)

判断能力が不十分で、かつ、家族や親族等からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者などの法定後見制度や任意後見制度の利用を支援するため、制度の案内や家庭裁判所への審判申し立ての支援を行います。

また、身寄りがない・経済的負担ができない・人権にかかわる場合には、市が審判申し立てや後見人報酬の費用助成などの支援を行います。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の関係



(3) 災害支援体制の整備

現状と課題

市では、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟中越沖地震などの災害を教訓として、市民の生活と安全を守り、災害の被害をできるだけ少なくするために、様々な防災対策に取り組んでいます。

災害時の要援護者支援体制の充実強化のために、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などを中核とした災害時の支援体制の整備が求められています。

具体的な事業

○「災害時要援護者登録制度（仮称）」の整備（30301）

災害時における安全確保対策については、要援護者本人の同意を確認したうえで、市の防災部門と福祉部門の情報共有を進め、災害時に備えた情報を地域に提供できるよう「災害時要援護者登録制度*（仮称）」の整備を図っていきます。また、法律によって守秘義務が課せられている民生委員・児童委員などとも連携し、避難・救護活動や安全確認を行うことができるよう情報の共有化を進めます。

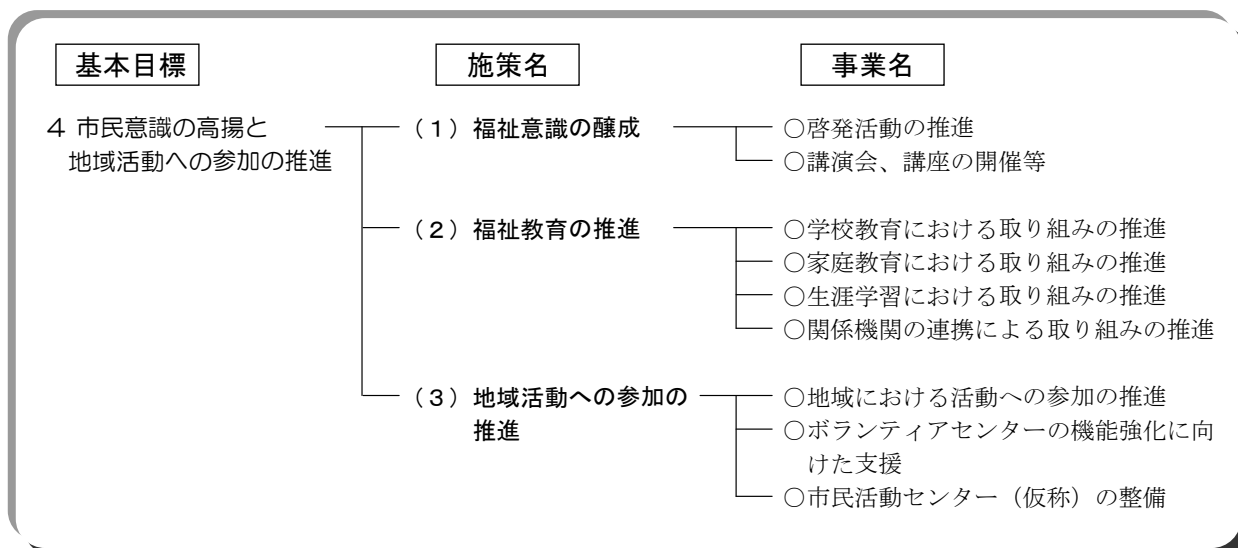
なお、要援護者への支援の具体的対策については、検討を進めます。

○災害時のためのボランティア協力体制の整備（30302）

災害発生時には、市内及び近隣市町村はもとより、さらに広域的な支援が必要となることが想定されます。支援の受け入れにあたっては、支援物資の整理などのために十分な人材を確保しておくことが必要ですが、支援体制を充実させるためにはボランティアの存在は欠かせません。

受け入れ体制を整備して効果的な支援を図るため、ボランティアセンター機能をもつ羽村市社会福祉協議会と応援協定を締結するとともにネットワークを活用し、東京都社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会などからの支援が可能となるよう協議を進めます。

基本目標 4 市民意識の高揚と地域活動への参加の推進



(1) 福祉意識の醸成

現状と課題

新しい福祉文化を創造し、地域での自立した生活を展開していくためには、地域福祉の主体形成と福祉教育が必要です。これからは、一人ひとりが「場」や「枠」に守られるのではなく、主体的に生きるための主体形成という考え方が重要です。

こうした、地域の主体形成の力を養うためには、何よりもまず一人ひとりの市民が地域への愛着や帰属意識（地域で生きる力）を強め、地域を生活の支えとし、「自立と共生」の社会や福祉のまちづくりへの関心・意欲・行動（地域に生きる力）を身につけることが重要となります。

また、障害者や高齢者等を地域から疎外することなく、すべての人が人として人生を生き抜く権利を尊重し、「地域で共に生きる社会の創造」という地域福祉の理念を達成するため、市民の福祉意識を醸成し、市民の活動と行政とが車の両輪のごとく相補いあってボランティア活動や福祉コミュニティの形成を推進する必要があります。

その一方で、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア・NPO、社会福祉法人・施設などの「民」による重層的な民間同士の協働を実現していくことも望まれています。こうした多様な「民」の可能性を引き出すとともに、行政も多様な「民」と協働しながら地域福祉課題に効果的に対応し、市民自らが課題の解決を図っていける地域力を高めていくことが求められています。

(2) 福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉の推進には、福祉サービスの拡充や福祉システムの構築と合わせて、福祉活動への理解や自発的・主体的参加が必要であり、その礎となる福祉教育*の推進が望まれています。

一人ひとりがお互いの差異や多様性を認め、尊重しあい、「共に生きる力」の育成や「共に生きる社会づくり」を進められるよう、学校教育だけでなく、家庭教育や生涯学習を通じて、多くの人々が福祉教育に参加できる機会を創出することが必要です。

また、ボランティア活動の現状、課題、推進方策などについて客観的な理解を促すための「ボランティア活動についての教育」、その活動をより確かで豊かなものにするために、専門的な知識や技術の習得を目指す「ボランティア活動のための教育」、人間性の尊重の精神を育て、共に生きる社会やまちづくりの重要性を人々に自覚させる「ボランティア活動による教育」によって構成される「ボランティア教育」などにより福祉のまちづくりを進めることが課題となっています。さらに、地域の社会福祉問題を学習素材として、福祉体験（学習）活動などを取り入れた福祉教育の推進などが求められています。

具体的な事業

○学校教育における取り組みの推進 (40201)

「生きる力」を育成するための「総合的な学習の時間」の活用などにより、地域に愛着がもてるような学習やボランティア活動など、社会体験活動の充実に努めます。

○家庭教育における取り組みの推進 (40202)

子どもを生み育てる力の養成や育児不安・児童虐待防止などへの対応や、また、いじめ・不登校・学級崩壊、非行問題への抑止策として、家庭教育セミナーの充実など、家庭での養育力、教育力を高める取り組みを推進します。

○生涯学習における取り組みの推進 (40203)

各種の講演会や講座などの開催の機会に、福祉教育の視点を検討し取り入れます。また、年齢や性別を限定せずに多くの人々が参加できる機会の創出に努め、生涯を通じた福祉教育を推進します。

(3) 地域活動への参加の推進

現状と課題

地域のつながりが希薄化しているといわれるなか、市民が主体的に活動する地域活動の重要性はより高くなっています。その一方で、参加の機会がないという声も多くあり、地域の誰もが様々な地域活動やボランティア活動に気軽に参加できる機会や方法の検討が求められています。

特に、定年退職を迎える団塊の世代を対象として各種活動への参加のきっかけづくりを働きかけるなど、地域活動の活性化を図る取り組みが必要です。

より多くの人々が地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、活動を充実したものとするため、地域で主体的に活動する人への支援が求められています。

また、こうした市民活動やボランティア活動を推進していくためには、社会的に共有すべき課題や今後の方向性について具体的な目標やプログラムを提示するなど積極的な情報発信が望まれています。

具体的な事業

○地域における活動への参加の推進 (40301) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

地域が抱える共通課題の解消・改善のためにも地域活動は大きな役割を果たします。町内会・自治会への加入促進の支援を図るほか、ボランティア活動や地域活動などに参加しやすい環境の整備に努めます。

○ボランティアセンターの機能強化に向けた支援 (40302) (再掲 10301) ●●●

ボランティア活動の原則である「自分から進んで行動する」「共に支えあい、学びあう」「見返りを求めない」「より良い社会をつくる」などの理解のもとに、多様なボランティア活動を広げ、深めていく必要があります。また、インターネットをはじめとする多様な情報媒体の活用やワークショップの開催などのきっかけづくり、コーディネーション機能の向上などが望まれています。

こうしたことから、社会福祉協議会への人的・財政的支援を通じて、福祉はもとより、より広範なボランティアセンターとしての機能強化を働きかけます。

○市民活動センター(仮称)の整備 (40303) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

NPOやボランティア団体などの多様な社会貢献団体の振興が図れるよう、団体や個人への活動振興のためのコーディネーション機能の発揮や情報提供、広報媒体資機材の提供等を行う「市民活動センター(仮称)」の開設に向け、社会福祉協議会の取り組みを支援します。

